

E i w a News

民間投資活性化等のための税制改正大綱

平成 25 年 12 月
(No. 101)

例年 12 月にまとめられる税制改正大綱とは別に、前倒しで 10 月 1 日に「民間投資活性化等のための税制改正大綱」が与党で決定されました。今後、国会の承認を得て、施行される予定です。

今回は、同大綱のうち主な項目の概要をご紹介します。

【1】生産性向上設備投資促進税制（創設）

青色申告法人が、産業競争力強化法施行日（平成 26 年 2 月予定）から平成 29 年 3 月 31 日までに、一定の要件を満たす先端設備、生産ラインやオペレーションの改善に資する設備等の取得等をし、国内で事業の用に供した場合には、特別償却（即時償却）又は税額控除ができます。

| | ～平成 28 年 3 月 31 日 | ～平成 29 年 3 月 31 日 |
|--------|-------------------|-------------------|
| 機械装置など | 即時償却又は 5%税額控除 | 50%特別償却又は 4%税額控除 |
| 建物、構築物 | 即時償却又は 3%税額控除 | 25%特別償却又は 2%税額控除 |

（注）平成 26 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度の投資分については、平成 26 年 4 月 1 日を含む事業年度において本償却又は税額控除ができます。

【2】中小企業投資促進税制（拡充・延長）

中小企業者等が、産業競争力強化法施行日から平成 29 年 3 月 31 日までに、生産性向上設備投資促進税制の対象設備等の取得等をした場合には、即時償却又は税額控除ができます。

(1) 特別償却

| 資本金 | 現行法 | 改正案 |
|------------|-----|------|
| 3,000 万円以下 | 30% | 即時償却 |
| 1 億円以下 | 30% | 即時償却 |

(2) 税額控除

| 資本金 | 現行法 | 改正案 |
|------------|------|-----|
| 3,000 万円以下 | 7% | 10% |
| 1 億円以下 | 適用なし | 7% |

（注）平成 26 年 3 月 31 日以前に終了する事業年度で、産業競争力強化法施行日から平成 26 年 3 月 31 日までに取得等をした場合には、平成 26 年 4 月 1 日を含む事業年度において本償却又は税額控除ができます。

【3】 研究開発税制（拡充・延長）

研究開発税制の上乗せ措置（増加型・高水準型）が、平成 29 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度まで延長されます。また、増加型については、下記のとおり拡充されます。

| | 現行法 | 改正案 |
|-------|---|--|
| 適用要件 | 次の①、②を満たすこと ①当期試験研究費>比較試験研究費 ②当期試験研究費>基準試験研究費 | 次の①、②を満たすこと ①増加試験研究費>比較試験研究費×5% ②当期試験研究費>基準試験研究費 |
| 税額控除額 | (当期試験研究費－比較試験研究費) ×5% | 増加試験研究費×増加割合（最大 30%） |

【4】 ベンチャー投資促進税制（創設）

一定の青色申告法人が、産業競争力強化法施行日から平成 29 年 3 月 31 日までに、一定の要件を満たすベンチャー企業へ投資を行った場合には、当該ベンチャー企業の株式等の帳簿価額の 80% まで損金算入できます。

【5】 事業再編促進税制（創設）

一定の青色申告法人が、産業競争力強化法施行日から平成 29 年 3 月 31 日までに、事業再編にかかる特定会社の特定株式等を取得し、特定事業再編投資損失準備金（当該株式等の取得価額の 70% を限度）を積み立てた場合には、その積立額を損金算入できます。

【6】 既存建築物の耐震改修投資促進税制（創設）

平成 27 年 3 月 31 日までに耐震改修促進法の規定による耐震診断結果の報告を行った青色申告法人が、平成 26 年 4 月 1 日から報告を行った日以後 5 年を経過する日までに、耐震改修により耐震改修対象建築物の部分を取得等した場合には、当該部分について取得価額の 25% の特別償却ができます。

【7】 所得拡大促進税制（拡充・延長）

所得拡大促進税制の適用期限が 2 年間延長され、平成 30 年 3 月 31 日までとなります。

また、雇用者給与等支給増加割合要件の基準年度に対する増加率を 2% 以上（現行法は 5% 以上）に引下げるなど、要件が緩和されます。

本年も、皆様にはご厚情を賜りまして、誠にありがとうございました。

所員一同、心より御礼申し上げます。

来年も、皆様のお役に立てますよう、精進してまいります。

引き続き、弊事務所および EiwaNews をご愛顧くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。